

財政健全化計画等を作成しました

多久市は、地方財政法附則第33条の9の規定に基づく「公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画および公営企業経営健全化計画」を作成し、総務省と財務省に提出しました。

■公的資金補償金免除繰上償還

繰上償還とは、借り入れた資金の全部または一部を所定の期限前に繰り上げて償還することをいいます。通常、繰上償還をする場合は、償還期限分の予定利子相当額を補償金として支払う必要があります。

地方自治体や地方公営企業の地方債のうち、政府系金融機関から借り入れた「公的資金」の年利5%以上の地方債について、特例により平成19年度から3年間に限り、繰り上げ償還に対する補償金が免除されるものです。

これにより財政負担（公債費）を軽減することができます。

ただし適用を受けるには、国の基準を満たした「財政健全化計画」または「公営企業経営健全化計画」の策定が義務づけられています。

多久市では財政の健全化を次のように計画しています

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H19 全国市区町村平均
経常収支比率	98.5%	99.0%	97.8%	96.0%	95.1%	92.0%
実質公債費比率	13.4%	13.5%	14.5%	15.0%	15.6%	12.3%

平成20年度 繰上償還額

- ・普通会計 15,794,687円
- ・水道事業会計 541,866,367円

■経常収支比率

地方交付税や地方税などの一般財源のうち、人件費、扶助費や公債費など、経常的に支出される経費に充てられる割合。75%が望ましいとされています。

■実質公債費比率

地方交付税や地方税などの一般財源のうち、公債費など借入金の返済に充てられる経費の割合。18%を超えると、地方債発行には国や県の許可が必要となり、さらに35%に達すると「財政再建団体」に指定されます。

区画整理事業など過去に借り入れた公債費償還のピークが平成26年度と予想され、この年度までは実質公債費比率は増加しますが、平成27年度以降は低下する見込みです。

平成20年11月28日付けでこの計画が国に承認され、平成4年以前に借り入れた年利7%以上の普通会計に係る地方債（公的資金分）および年利5%以上の水道事業会計に係る地方債（公的資金分）を繰上償還し、計画に基づいた行財政改革を進め、財政健全化を図っていきます。

財政健全化計画等の詳細については、市のホームページに掲載していますのでご覧ください。

<http://www.city.taku.lg.jp/>

■問い合わせ

財政課 財政係

☎ 75-2118



農家のみなさまへ

施設園芸用燃油・肥料の高騰に対する国の緊急対策事業のお知らせです

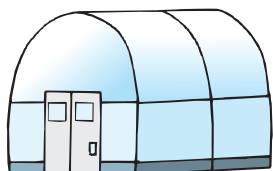
■対策事業の内容

「施設園芸用燃油」や「肥料」の経費が前年より増加した分の7割を助成します

■助成の対象者

「施設園芸用燃油の使用量」か「化学肥料の施肥量」を2割以上低減する3名以上の農業者グループ

詳細については、左記のいずれかに1月15日(木)までにお問い合わせください。



■問い合わせ

JAさが多久営農経済事業所

☎ 71-2077

多久市農林課 農政係

☎ 75-4825